

国民健康保険システム標準化 横並び事項一覧

令和4年8月24日 現在

No.	デジタル庁が示す横並び方針		国民健康保険システム標準仕様の記載例				
	テーマ	内容	該当箇所	変更前の記載内容	変更後の記載内容(予定)	反映状況	反映状況詳細
1	中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること	○「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の策定を踏まえ、標準仕様書において従うべきデータ要件の対象事務(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等)に、標準仕様書において文字要件を規定している記載については、次のとおり改める。なお、システム移行時期が異なる場合の過渡期対応については、さまざまなパターンが考えられることから、横並び調整方針としては規定しない。  文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。	本紙 7頁 第1章3. (2)対象範囲	●本仕様書が規定する対象範囲は、他業務システムと同様、地域情報プラットフォーム標準仕様で規定されている「資格管理」「賦課管理」「給付管理」「統計・報告」を対象とする。 ●また、地域情報プラットフォーム標準仕様で規定されていないが、業務システムに共通して必要となる「システム共通」や、国民健康保険業務として必要な「収納管理」「滞納管理」についても対象(※)とする。	●地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年1月政令第1号)第15号及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号)第14条に定めるとおりとする(いわゆる「資格管理」「賦課管理」「給付管理」「統計・報告」を対象とする。) ●また、業務システムに共通して必要となる「システム共通」や、国民健康保険業務として必要な「収納管理」「滞納管理」についても対象(※)とする。	反映済	-
2	文字要件に関すること	○文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定することから、標準仕様書において文字要件を規定している記載については、次のとおり改める。なお、システム移行時期が異なる場合の過渡期対応については、さまざまなパターンが考えられることから、横並び調整方針としては規定しない。  文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。	本紙 59頁 第4章1. (2)文字について	国民健康保険システムで利用する文字のうち、各市区町村において字形が異なる可能性がある情報は主に氏名と住所であり、双方、住民記録システムから連携されるデータである。このため、文字については住民記録システムと共通した要件とすべきと考えことから、住民記録システム標準仕様書2.0版の「30.2 文字」に準拠することを基本とする。	国民健康保険システムで利用する文字要件は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。	反映済	-
3	公的給付支給等口座に関すること	○ 公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、公金受取口座の対象事務(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等)に関する法律施行規則(令和3年12月デジタル庁令第10号)第二条各号に規定する事務を有する基幹業務システム(1システム: 収納管理、介護保険、障害者福祉、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て、児童手当)の標準仕様書において、実装すべき機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ、修正する。  【実装必須機能】 公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用の意思の有無(公金口座区分)を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。  【実装不可機能】 取得した公金受取口座情報を、他システム(公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。)に提供できること。  ○ また、標準仕様書に規定されている帳票のうち、公金受取口座(公的給付支給等口座)に関係するものにおいては、公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用の意思の有無チェック欄を設ける。	-	(該当箇所なし)	1.4.1.7 【実装必須機能】 公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用の意思の有無(公金口座区分)を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。  【実装不可機能】 取得した公金受取口座情報を、他システム(公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。)に提供できること。	反映済	-
4	DV等支援措置に関すること	○ DV等支援対象者の保護の観点から、住民記録システムから支援措置対象者情報を連携するすべての基幹業務システムの標準仕様書において、次のとおり表記を統一する。  「DV等支援措置対象者」又は「支援対象者」など、支援措置対象者を表す表記については、「支援措置対象者」とする。 「支援措置対象者における特別事情(DV等)に関する情報」など支援措置対象者情報を表す表記については「支援措置対象者情報」とする。 「支援措置期間中」とのみの規定しているものは「支援措置期間及び仮支援措置期間中」とする。  ○ なお、加害者情報の連携については、その必要性に応じて各府省において検討し、関係府省間で協議した上で記載する。	(別紙2) 共通 1.4.1.13	抑止情報が登録された支援対象者については、異動抑止、照会抑止、帳票発行に対する抑止・警告等必要な配慮ができること。  ※1 必要な配慮の一例としては、画面上の住所を非表示、画面表示時に支援対象者であることの強調表示、画面操作時の帳票出力抑止、又は出力前の警告メッセージ表示、一括帳票出力時の住所を非表示等とする ※2 帳票出力、及び一覧/リスト出力において、支援対象者のソート/束分けを可能とすること ※3 抑止設定は、画面操作により一時的に設定を解除して、抑止制御を外した帳票発行等の操作を可能とするが、該当画面の表示中のみ設定解除を有効とし、マスタ上の抑止設定は更新しないこと ※4 同一マイナンバーの個人は名寄せして抑止制御されること	支援措置対象者については、異動抑止、照会抑止、帳票発行に対する抑止・警告等必要な配慮ができること。  ※1 必要な配慮の一例としては、画面上の住所、電話番号を非表示、画面表示時に支援措置対象者であることの強調表示、画面操作時の帳票出力抑止、又は出力前の警告メッセージ表示、一括帳票出力時の住所を非表示等とする ※2 帳票出力、及び一覧/リスト出力において、支援措置対象者のソート/束分けを可能とすること ※3 抑止設定は、画面操作により一時的に設定を解除して、抑止制御を外した帳票発行等の操作を可能とするが、該当画面の表示中のみ設定解除を有効とし、マスタ上の抑止設定は更新しないこと ※4 同一マイナンバーの個人は名寄せして抑止制御されること	反映済	-
5	宛名番号に関すること	○ いわゆる「宛名管理システム」と呼ばれているものについては、特定の個人(法人)の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指す場合と、宛名番号(住民宛名番号又は住登外者宛名番号)を付番するためのシステムを指す場合が混在している。  ○ 標準仕様書においては、「宛名管理システム」とは、特定の個人(法人)の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指すものと整理する。 宛名番号の付番するためのシステムについては、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携することとし、住登外者については住登外者宛名番号管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。以下同じ。)が付番することと整理する。  ○ 宛名管理システムは、同システムで管理する宛名情報の定義や取扱いが自治体により様々であることから踏まえ、同システムで処理する宛名管理の事務は、当分の間、標準化対象外とし、宛名情報を一元的に管理したい自治体は、宛名管理システムを、独自施策システムとして構築し、標準準拠システムとAPI連携する。  ○ したがって、標準仕様書において次の方針で修正を行う。 (1) 宛名管理システムを連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを想定している規定は、地方公共団体情報システム標準化基本方針[1.0版]に規定する(「5. 統合収納管理」と同様)ため、削除する。 (2) 宛名管理システムを宛名番号付番として考えられている部分については、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携すること、住登外者については住登外者宛名番号付番機能が付番し他システムに連携することを踏まえ、文意が通じるよう修正を行う。 なお、住登外者宛名番号の付番については、下記「No5 住登外者宛名番号に関すること」との通り規定する。	(別紙2) 共通 1.4.1	1.4.1 宛名管理	1.4.1 宛名情報管理	反映済	-
6	住登外者宛名番号に関すること	○ 住登外者宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定するため、住登外者宛名番号管理機能を「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定することから、住登外者の管理が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、住登外者宛名番号管理に関し、実装必須機能として、次のとおり規定する。  x.x.x 住登外者宛名番号の付番依頼・管理機能  住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。)を利用して付番し、管理できること。	(別紙2) 共通 1.4.1.3	(該当箇所なし)	住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。)を利用して付番し、管理できること。	反映済	-
7	団体内統合宛名番号に関すること	○ 団体内統合宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定し、中間サーバへの副本登録等を統一する方法で行う。  ○ 具体的には、各基幹業務システムにおいて団体内統合宛名を保持せず、副本登録等は、団体内統合宛名機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。)を通じて行う。  ○ このため、中間サーバとの連携が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、団体内統合宛名番号の付番及び中間サーバ連携に関して、実装必須機能として、次のとおり規定する。  x.x.x 団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバへの副本情報登録機能  団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。)を利用して付番依頼ができること。 中間サーバへの副本情報の登録は、団体内統合宛名機能を経由して行うことができること。	(別紙2) 共通 1.9.2.1	番号制度に関する連携機能として個人番号の連携、団体内統合宛名番号の連携、団体内統合宛名番号の採番に関する連携及び中間サーバとの連携をできること。  ※1 直接接続方式(国民健康保険システムから直接中間サーバに接続して情報照会及び情報提供を行う)又は、「連携サーバ経由接続方式(連携サーバを経由して中間サーバからの情報照会及び情報提供を行うこと)」のいずれかの連携方式を選択することができること ※2 中間サーバで利用可能な文字への変換機能を有すること	団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。)を利用して付番依頼ができること。 中間サーバへの副本情報の登録は、団体内統合宛名機能を経由して行うことができること。	反映済	-
8	統合収納管理に関すること	○ 統合収納管理システム(全庁的に行う収納管理及び滞納管理を行うためのシステムをいう。以下同じ。)と、個別収納管理機能(各基幹業務システムの標準仕様書において規定している収納管理及び滞納管理を実現するための機能をいう。以下同じ)との関係については、次のとおりとする。 (1) 統合収納管理システムについては、標準準拠システム以外のシステムと位置づけ。 (2) 統合収納管理システムにおいて、個別収納管理機能に相当する機能については、標準仕様書に適合することを求める。 (3) 各基幹業務システムは、統合収納管理システムの導入の有無にかかわらず、個別収納管理機能を実装するが、統合収納管理システムにおいて個別収納管理機能に相当する機能を実現する場合には、各基幹業務システムに実装された個別収納管理機能を利用しなくてもよい。ただし、統合収納管理システムを含めパッケージとして一体的に提供される標準準拠システムについては、当該パッケージの中で、当該統合収納管理システムをもって個別収納管理機能とみなすことができる。 (4) 各基幹業務システムと統合収納管理システムとの情報連携については、地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書の「独自施策システム等連携仕様」による。(独自施策システム等連携仕様において、機能別連携仕様で規定する対象データ項目以外のデータ項目を一定の要件の下で受け取れる規定を新たに設ける予定。)  ○ 上記の考え方については、地方公共団体情報システム標準化基本方針[1.0版]に規定するため、各基幹業務システムの標準仕様書に当該考え方を規定している部分については、削除する。	本紙 27頁 第3章1. (6)収納管理及び滞納管理機能について	【標準仕様書(案)の考え】 本仕様書において示す収納管理及び滞納管理機能について、税務システムの機能要件と同等のものは、要件の記載を税務システムの標準仕様書と統一し、国民健康保険業務独自の機能については、国民健康保険システムとして必要な内容を要件に記載することとする。 また、保険料及び保険税の収納管理事務に関して、国民健康保険システムを運用する上で必要な機能要件を示しているものであり、全庁的に構築された収納管理システム等他のシステムの機能の使用を妨げるものではない。	(記載削除)	反映済	-
9	EUCに関すること	○ EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。)、標準仕様書においてEUCを規定している記載については、次のとおり改める。  x.x.x EUC機能  EUC機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(国民健康保険システム)」に規定するデータ項目とする。	(別紙2) 共通 1.6.1.1	国民健康保険システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。  ・抽出条件は各業務にて対象とする一覧に関する管理項目を対象とし、任意に指定できること ・抽出する際は一般的な演算子(AND/OR、=、>、<、≦、≧、文字列比較等)に対応していること ・表示(出力)項目は各業務にて対象となる一覧に関する管理項目、及び国民健康保険情報等の関連する項目を対象とし、任意に指定できること ・設定した抽出条件、表示項目、表示順を保存でき、抽出時に再度利用できること ・コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること ・外字は正しく表示できること ・一覧の表示、PDF又はCSVファイルで出力できること	EUC機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(国民健康保険システム)」に規定するデータ項目とする。	反映済	-

No.	テーマ	デジタル庁が示す横並び方針		国民健康保険システム標準仕様書の記載例			反映状況	反映状況詳細
		内容	該当箇所	変更前の記載内容	変更後の記載内容（予定）	反映状況		
10	操作権限設定・管理に関すること	<p>○ 操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、実装必須機能として、最低限、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 操作権限設定・管理</p> <p>【実装必須機能】 発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。 職員の利用権限管理ができ、利用者としてパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。 アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラに設定する等、事前に準備ができること。 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。 他の職員が異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。 ID/パスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。</p> <p>【標準オプション機能】 組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。 操作権限一覧表で操作権限を設定できること。 認証に当たっては、シングルサインオンが使用できること。</p>	(別紙2) 共通 1.1.1.1	<p>操作者の識別情報を利用し、あらかじめ登録された情報との照会を行い国民健康保険システムへログインできること。</p> <p>※1 識別情報については、利用者情報（「ユーザーID」、「パスワード」）を利用する ※2 認証にあたっては、画面入力でのログインに加え、シングルサインオンが使用できること。</p>	<p>発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。 また、職員の利用権限管理ができ、利用者としてパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 ※1 パスワードをデータベースに格納する際は暗号化して格納し、画面に表示する際は復号化できること ※2 マインバーについては、利用者単位で閲覧、更新などの権限を設定できること ※3 アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること ※4 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること ※5 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラに設定する等、事前に準備ができること ※6 事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること ※7 各業務の機能・帳票要件にて示す異動・照会画面への遷移、帳票の発行等の機能ごとに操作権限設定・管理ができること ※8 操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること</p>	反映済	-	
11	本文の構成に関すること	<p>○ 標準仕様書のうち、背景や目的等については、基本方針と重複した記載になっていることから、次のとおり、基本方針を引用する形に置き換えてもよい。</p> <p>x.x.x はじめに</p> <p>本標準仕様書は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号、以下「標準化法」という。）第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年〇月）を踏まえ、同法第6条第1項に規定する基準に基づき、作成するものである。</p>	-	-	(修正なし)	修正なし	-	
12	標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること	<p>○ 標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体からFIT&amp;GAPを効果的に実行するために、Excel形式にしてほしいとの要望が多いため、レイアウトは次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定都市、中核市などの団体の種類によって実装区分が異なる設定をしている基幹業務の標準仕様書は、Excel形式の別添1のとおりとする。</p> <p>(2) (1)以外の基幹業務の標準仕様書は、Excel形式の別添2のとおりとする。</p> <p>○ なお、機能要件の説明に必要な図表等資料については、機能要件とは別冊で作成することを可とし、ファイル形式は問わない。</p>	(別紙2) 全て	-	(修正なし)	修正なし	-	
13	庁内データ連携に関すること	<p>○ 各標準仕様書と連携要件の標準との整合性を確保するため、連携要件の標準の機能別連携仕様に規定する連携機能の「機能説明」の項目の内容を、標準仕様書に規定する。</p> <p>○ 各標準仕様書間や連携要件の標準との間で整合性が確保されていないものは、引き続き、デジタル庁と関係府省間で協議し、調整する。</p> <p>(例) 機能別連携仕様の「機能説明」 (1) 「住民記録システムが、国民健康保険システムに、〇〇情報を照会する。」と規定している場合 → 住民記録システムの標準仕様書に、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 他基幹業務システムとの連携 国民健康保険システムに、〇〇情報を照会する。</p> <p>(2) 「国民健康保険システムは、住民記録システムに、〇〇情報を提供する。」と規定している場合 → 国民健康保険システムの標準仕様書に、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 他基幹業務システムとの連携 住民記録システムに、〇〇情報を提供する。</p>	(別紙2) 共通	(該当箇所なし)	(横並び方針の通り追記)	未反映	データ要件・連携要件が意見照会中であるため、未反映。	
14	金融機関マスタに関すること	<p>○ 口座を利用する事務を行う基幹業務システムにおいて、統一的な管理を行うことができるように、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 金融機関マスタ管理</p> <p>【実装必須機能】 金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ等）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること</p> <p>【標準オプション機能】 全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。</p>	(別紙2) 共通 1.2.3.2	(該当箇所なし)	<p>【実装必須機能】 金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ等）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること。</p> <p>【標準オプション機能】 全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。</p>	反映済	-	
15	住所マスタに関すること	<p>○ 住民記録システムは、大量かつ頻回に住民情報を効率的に管理する必要があることから、住所マスタを保持する。</p> <p>○ 基幹業務システム（住民記録システムを除く。）は、住民の住所については住民記録システムから取得する。住登外者の住所については、アドレス・ベース・レジストリに対し必要な都度、API連携により取得する。したがって、住所マスタを保持する必要はないことから、住所マスタ管理について規定している部分を削除する。</p> <p>○ 住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）がある基幹業務システム（住民記録システムを除く。）の標準仕様書においては、アドレス・ベース・レジストリをAPI連携又はファイル連携で参照できるように、次のとおり規定する。</p> <p>【実装必須機能】 住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。</p>	(別紙2) 共通 1.2.3.5	(該当箇所なし)	住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。	反映済	-	
16	検索文字入力に関すること	<p>○ 基幹業務システム（住民記録システム、印鑑登録システム、戸籍附票システム及び戸籍システムを除く。）において、氏名の検索文字入力を統一的行えるようにするため、住民記録システムの方法をベースに、当該基幹業務システムの標準仕様書に、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 検索文字入力</p> <p>【実装必須機能】 氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も含まれた検索を除く。）ができること。</p>	(別紙2) 共通 1.5.2.1	<p>対象者の検索において、保険証番号、宛名番号、氏名カナ、生年月日、性別、住所等から検索できること。</p> <p>※1 氏名カナを指定した検索は前方一致、後方一致等のあいまい検索ができること</p>	氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も含まれた検索を除く。）ができること。	反映済	-	
17	大量印刷に関すること	<p>○ 大量印刷・発送の際の条件については、郵便局や外部委託先（印刷事業者等）との取り決めや同封物の封入の有無などの詳細な条件設定が想定される。また、標準標準システムがクラウド上に構築されることが前提であることを踏まえ、標準標準システムに印刷機能を実装するのではなく、帳票等の印刷のためのデータ出力機能を、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x 印刷データ出力</p> <p>【実装必須機能】 帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。</p> <p>【標準オプション機能】 帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。</p>	(別紙2) 共通 1.7.1.1	(該当箇所なし)	<p>帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。</p>	反映済	-	
18	バッチ処理／一括処理に関すること	<p>○ どの機能についてバッチ処理を必要とするか、という点については、各業務特性にあわせ、制度所管府省が検討し、標準仕様書に規定する。</p> <p>○ バッチ処理する場合には、方法を統一することとし、次のとおり規定する。</p> <p>x.x.x バッチ処理</p> <p>【標準オプション機能】 バッチ処理の実行（起動）方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週〇曜日、毎月X日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理による起動）が提供されること。 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。 前回設定のパラメータは、一部修正ができること。 修正パラメータ箇所については、修正した旨が判別し易くなっていること。 全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。 バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。</p>	(別紙2) 共通 1.8.1.1	(該当箇所なし)	<p>バッチ処理の実行（起動）方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週〇曜日、毎月X日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理による起動）が提供されること。 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。 前回設定のパラメータは、一部修正ができること。 修正パラメータ箇所については、修正した旨が判別し易くなっていること。 全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。 バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。</p>	一部未反映	機能要件については反映済み。バッチ処理を必要とする機能の規定については、今後厚生労働省様との検討を行い、整理でき次第反映する。	
19	バーコード、QRコードに関すること	<p>○ 業務効率化や住民サービスの向上のために帳票等へ印字する二次元コードについて（例：振込や返戻管理等）については、各業務特性によって二次元バーコードに持たせる情報量や帳票に印字できるスペース等によって変わることから、当該業務特性にあわせて対応を各府省で検討し、規格を指定する。</p>	-	-	(厚生労働省の方針が示され次第、必要に応じて修正)	未反映	今後厚生労働省様との検討を行い、整理でき次第必要に応じて反映する。	

No.	テーマ	デジタル庁が示す機並び方針		国民健康保険システム標準仕様書の記載例			
		内容	該当箇所	変更前の記載内容	変更後の記載内容（予定）	反映状況	反映状況詳細
20	マイナポータルびつたりサービスに関すること	<p>○ マイナポータルびつたりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次とおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。</p> <p>(1)「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」〔V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続〕に記載されている手続き（以下「重点計画記載手続」という。以下同じ。）を行う基幹業務システムの場合</p> <p>オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 申請管理機能がマイナポータルびつたりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。</p> <p>【対象事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・○○ ※重点計画記載手続</li> <li>・△△ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能</li> </ul> <p>(2)(1)以外の基幹システム（国民年金システムを除く。）の場合</p> <p>オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 申請管理機能がマイナポータルびつたりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。</p> <p>【対象事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・△△ ※重点計画記載手続がなくても記載可能</li> </ul>	(別紙2) 共通 1.11.1.1	(該当箇所なし)	<p>オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 申請管理機能がマイナポータルびつたりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。</p>	一部未反映	機能要件については反映済み。対象事務の具体的な記載、該当する業務フローの修正は未反映。
21	引越しOSSに関すること	<p>○ 別途、デジタル庁のマイナ・OSS班が関係府省に引越しOSSについて調整をしていることから、その結果を受けて、標準仕様書に反映する。</p> <p>○ なお、今後の引越しOSSの検討により、転入予約情報を活用した事前準備等のサービスが拡充される場合には、当該サービス実現のための機能を拡充する可能性があることに留意すること。</p>	本紙 15頁 第1章4. (5)本仕様書の改定	本仕様書は、制度改正に伴う場合や、標準仕様書をより効果的な内容とする場合等を契機として改定することが想定される。改定に関する方針（時期や内容など）は関係機関と調整の上、今後検討する。	<p>本仕様書は、制度改正に伴う場合や、標準仕様書をより効果的な内容とする場合等を契機として改定することが想定される。改定に関する方針（時期や内容など）はデジタル庁や関係機関府省と調整の上、今後検討する。</p> <p>また、デジタル庁及び関係府省が引越しOSSの実施方法について検討していることから、その結果を受けて、標準仕様書に反映を行うこととする。</p> <p>なお、今後の引越しOSSの検討により、転入予約情報を活用した事前準備等のサービスが拡充される場合には、当該サービス実現のための機能を拡充する可能性があることに留意する必要がある。</p>	反映済	-